

# 令和6年度 地域映像ソフト制作委託要領

仙台市教育委員会生涯学習課

## 1 委託業務の内容

仙台に関連する素材をもとにした創作的な地域映像ソフト（以下「マルチメディア教材ソフト」を含む）の制作。

## 2 地域映像ソフトの内容

学校教育や社会教育での利用を目的とした内容とし、教科及び領域は問わない。制作にあたっては、台本等を作成するとともに、制作に使用した資料等を提出可能な形で保有するものとする。

## 3 募集数及び委託料

募集数は5点（予定）とし、一作品あたりの委託料は38,000円（上限・税込）とする。なお、個人に支払う場合には源泉徴収を行った上、業務完了後に支払うものとする。

## 4 制作委託期間

令和6年8月5日（月）から、令和7年1月20日（月）までとする。

## 5 応募方法

令和6年7月17日（水）までに、別紙「申込書」を、下記に郵送・持参等で提出すること。※ 郵送の場合は、7月17日（水）必着のこと。

なお、応募は、団体もしくは3名以上のグループからとする。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5-12

仙台市教育委員会生涯学習課 宛

## 6 地域映像ソフトの納入

- (1) 映像教材は、DVDまたはブルーレイで15分以内に編集し、仙台教育局生涯学習課に納入するものとする。ブルーレイの場合はDVDでも作成し、ブルーレイとDVDの2枚を納入する。
- (2) スライド教材は、15分以内に編集し、その教材現物を納入するものとする。
- (3) TP教材は、15分以内に編集し、その教材現物を納入するものとする。
- (4) コンピュータ教材は、HTML形式などの汎用性の高い形式で作成し、その教材現物をCD-ROMとして納入するものとする。
- (5) 作品の制作確認の意味も含め、制作した地域映像ソフトは令和7年2月15日（土）にせんだいメディアテークにて行う『仙台市自作視聴覚教材上映会』に出品するものとする。

※ 上映会の日程は、変更になる場合あり。

## 7 著作権の所属

著作権は、仙台市教育委員会に属するものとし、作品は、市内の各学校及び社会教育施設・団体が利用できるように、教育局生涯学習課が複製を行う。

## 8 その他

- (1) 納入する映像教材には、コピーガードを設定しないようにする。また、映像内にチャプターを付けないようにする。
- (2) 応募が募集数を超えた場合、以下の観点により、生涯学習課が委託先の選定を行う。
  - ①学校教育や社会教育における活用しやすさ
  - ②学校教育や社会教育における学習効果の期待度
  - ③テーマの独自性、資料としての貴重性または普遍性
  - ④制作委託を行うに足る信頼性や実績
- (3) 委託制作作品及び入賞した作品は、せんだいメディアテークホームページ上の「せんだい教材映像アーカイブ」に掲載し、広く学校教育及び社会教育等での活用を図る。
- (4) 教材映像に登場する団体や個人に対し、作品が視聴覚教材として不特定多数の方々に視聴されることについて、承諾を得ておく。